

令和6年能登半島地震に係る授業料等の免除について

1 対象者

令和6年能登半島地震が原因で学資を主として負担している者が、次の各号のいずれかに該当する場合

- (1) 死亡又は行方不明の者
- (2) 住家が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した者
- (3) 住家が半壊した者
- (4) 住家が準半壊(損害割合 10%以上 20%未満)した者
- (5) 住家が床上浸水(損害割合 10%以上 20%未満)した者

※災害の被害認定基準については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和3年3月内閣府)」に準じ判断する。

2 対象となる納付金

- ・令和6年度授業料(前期及び後期)
- ・令和6年度入学考査料
- ・令和6年度入学生の入學料
- ・卒業生に対する各種証明書発行手数料

※既に徴収した授業料等が過納となる場合は過納額を還付する。

ただし、授業料及び入學料は令和6年度分、入学考査料は令和6年1月1日以降に実施される入學者選抜試験に限る。

3 対象となる額

	授業料	入学考査料	入學料	証明手数料
学資を負担している者が死亡又は行方不明	全額免除	全額免除	全額免除	全額免除
住家が全壊、大規模半壊又は中規模半壊				
住家が半壊	半額免除			
住家が準半壊(損害割合 10%以上 20%未満)				
住家が床上浸水(損害割合 10%以上 20%未満)				

4 対象期間

令和7年3月31日まで